

氏名商標の登録—日本の現状と各国の状況—

西村 雅子*

はじめに

個人や企業が提供する商品やサービスについて、個人の氏名あるいは企業の創業者の氏名を商標として採択するのは、最も端的に商品・サービスの個性、すなわち識別性を発揮させるともいえる。しかしながら、我が国においては、氏名が商標の一種であることを積極的に規定しておらず、一方、他人の氏名との関係で不登録事由に挙げている。すなわち、商標法4条1項8号により、他人の氏名を含む商標は、その承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができない。外国では、氏名が商標の一種であることを積極的に規定している国が少なからずあるのとは対照的である。特に、作品の個性を打ち出すのに自己の氏名をブランド名とすることが多い（ファッション、インテリア等の）デザイナーが商標登録することが多い¹⁾、氏名についての不登録事由との関係で登録を拒絶される事例が多くなっている。この事態は、ファッション業界のみならず、有名ドラッグストアチェーンの創業者の氏名「マツモトキヨシ」からなる音商標が特許庁で拒絶されたことにより、一般の関心をも引くようになった。

このたび筆者は、氏名商標の登録を拒絶された出願人が主張する、外国では登録可能という実情を確認するために各国への問合せを行った。自己の氏名が他人の氏名と一致するというだけの理由で、自己の氏名の方に商標としての信用化体があっても登録が困難という状況は、照会した範囲では、日本以外に見受けられない。

本稿では、氏名商標の登録について我が国の状況を概観した上で、外国の状況を紹介し、最後に、

「マツモトキヨシ」音商標事件の知財高裁判断を検討する。

1. 我が国事例における出願人主張及び判断

氏名商標についての近年のファッション関係の事例として、*KENKIKUCHI* 事件（知財高判令和元年8月7日平成31年（行ケ）第10037号）では、ジュエリーデザイナーが出願した「KENKIKUCHI」の欧文字と鷹を黒色のシルエットで表した図形からなる商標について、「『キクチケン』を読みとすると考えられる『菊池 健』又は『菊地 健』という氏名の他人が『ハローページ』に掲載されており現存していると推認できる。本願商標は、その構成中に上記『他人の氏名』を含む商標であって、かつ、上記他人の承諾を得ているものではない。」として登録を拒絶されている。出願人は、「アメリカ合衆国、イギリスなどの諸外国においても、「他人の氏名」であれば、その全てについて、その他人の承諾がない限り商標登録を認めないという判断はしておらず、当該氏名が一定の意義を有する場合には、一般消費者にとって当該商標は他人の氏名を想起せず、造語としての意味を有することから、商標登録を認めないものではないと考えている。また、特許庁の過去の審決例においても、自己の氏名をモチーフしたと考えられる多数の商標が、登録査定を受けている。」と主張したが、これに対して裁判所は、「諸外国における他人の氏名を含む商標の登録に

* 弁理士、特許業務法人大島・西村・宮永商標特許事務所；国際ファッション専門職大学教授

関する法制や取扱いが、直ちに我が国における法解釈に影響を及ぼすものではないし、特許庁の過去の審決例において、自己の氏名をモチーフしたと考えられる商標が登録査定を受けているとの事実があったとしても、本件審決における本願商標の商標法4条1項8号該当性の判断が、これに左右されるものではない。」と斥けている。

特許庁の登録例を見ると、筆者の経験上も、過去の特許庁実務では、引用された他人の氏名に対して出願商標の方の周知性を勘案して登録を認めていたとみられる。現在の4条1項8号の裁判実務への流れを作ったとみられる氏名に関する事例として、山岸一雄大勝軒事件（知財高判平成28年8月10日平成28年（行ケ）第10065号）及び山岸一雄事件（同平成28年（行ケ）第10066号）がある。この2事例は、漢字も一致する同姓同名の他人「山岸一雄」が存在するため登録が拒絶されたものだが、特許庁では、後の事例において、漢字は一致しないが片仮名読みが一致する他人についてまで敷衍して同裁判例を引用し拒絶するようになった²⁾。

「山岸一雄」2事例のうち、山岸一雄事件については、他人の氏名のみからなるものであるため、仮にその結論は妥当と考える場合でも、山岸一雄大勝軒事件も同じ判断となることは妥当とは考えられない。「山岸一雄大勝軒」には山岸一雄氏が創業し広く知られている「大勝軒」という店名も含まれていることによって、出願商標に含まれる「山岸一雄」は他人の「山岸一雄」ではなく、同店の創業者である「山岸一雄」であることが特定されていると考えられるからである。同出願人も、「本願の指定商品 及び指定役務において、『山岸一雄』と『大勝軒』の相乗効果により、本願商標の文字列は、需要者に山岸のみを想起させ、『山岸一雄』の氏名を有する他の者を想起させない。」と主張している。

山岸一雄事件においても、出願人は、「米国、欧州、ドイツ、イギリス、フランス、韓国、台湾、シンガポール、中国などでは、ある人物の氏名について、同姓同名の他人が存在することのみを理由に、その他人の同意がなければ一律に商標

登録を受けられないとはしておらず、これらの国や地域では本願商標に相当するような商標の登録は可能である。被告の解釈を採用することは、国際協調、国際調和の理念に反する。」と主張したが、裁判所は、「諸外国における商標保護に関する法制と我が国におけるそれとが異なることがあり得べきことは、パリ条約6条(1)が商標の登録出願及び登録の条件は、各同盟国において国内法令で定める旨規定していることに照らしても、国際的にも当然に予定されているということが出来る。したがって、いかなる規定とするかは、立法政策の問題にほかならず、仮に商標法4条1項8号について前記1及び2（注：他人の氏名の周知・著名性は関係がない、学説・登録例に左右されない、など）のとおり解釈することにより、原告が挙げる諸外国における他人の氏名を含む商標の登録に関する法制と我が国におけるそれとに異なる面があったとしても、それゆえに、当該解釈が、国際協調、国際調和の理念に反するものであるなどということはできない。」と斥けている。

2. 「他人の氏名」の解釈

我が国における4条1項8号の現行条文の法解釈については、筆者の私見としては以下のとおり考えている。

現行8号の条文上、氏名については著名性が要件となっていないが、既に周知性を獲得し業務上の信用が化体している商標を、他人の人格権保護を理由として登録を拒絶することは、「商標の使用をする者の業務上の信用の維持」（商標法1条）という法目的に沿わない。当該他人が同一氏名の登録に対して人格権保護を理由として異議があるのであれば、異議申立て等を待って審理すべきである。

しかしながら、現行8号の条文上、氏名については著名性が要件となっていない以上、漢字も一致する同姓同名の他人については、出願人の商標登録を不快に思う等の人格権毀損も考えられないではなく、出願商標の監視、異議申立て等も負担であるので、同号該当性を認めてもよいと考える。

しかしながら、山岸一雄大勝軒事件のように、他人の氏名と漢字が一致する氏名であっても、同商標に含まれる店名、ブランド名等によって、同氏名が他人の氏名ではなく出願人又はその承諾を得た者の氏名であることが明らかである場合にも、「他人の氏名」に該当すると認めることは妥当ではない。

更に、漢字が一致しない場合、欧文字からなる場合、氏名とも片仮名表記の場合には、「他人の氏名」とは特定されない。戸籍上の氏名³⁾のみならず、欧文字や片仮名のみからなるものも「他人の氏名」に含めることは条文解釈上、問題がある⁴⁾。日本人の姓であれば、基本的に漢字からなり、名については、戸籍法で、「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。」と規定されている(同50条1項)⁵⁾。よって、日本人については、全部片仮名からなる氏名、あるいは欧文字からなる氏名は、「他人の氏名」に当たらないと考えられる。もし、全部欧文字からなる氏名(例えば、「KEN KIKUCHI」と一致する外国人が存在すれば、当該外国人の氏名は「他人の氏名」となる。漢字からなる中国人、韓国人の氏名についても、同様に考えられる。このように考えないと、外国人の氏名については、同一の他人の氏名は(同じ発音の氏名ではなく)同じスペルの氏名と考えられること、会社の「名称」は登記簿に記載されている商号であるので、同じ読みではなく文字まで完全一致の名称が「他人の名称」に該当すると考えられること⁶⁾、これらと整合性がない。

更に、審判決で引用されるハローページやインターネット上で見つかる「他人」が実在しているかは明らかではなく、一方、実在する全員が掲載されているわけではない。「他人の氏名」がたまたま掲載されていた場合に拒絶され、実在する「他人」が掲載されていない場合には拒絶されない、という8号適用の整合性にも問題がある。

「他人の氏名」とは戸籍上の氏名であるとすれば、日本人の氏名を全部欧文字や片仮名で表記したものは、8号においては「氏名」ではなく、「芸名」に類するものと考えることができる。すなわ

ち、デザイナーの氏名に由来するブランド名が、デザイナー自身を意味する場合には、本名とは異なる職業名という意味では芸名、デザイン画等については筆名(ペンネーム)と考えられる。「芸名」あるいは「筆名」であるとすると、8号の適用については著名であることを要する。よって、欧文字あるいは全て片仮名からなる同一の他人の著名な芸名、筆名等が存在しない場合には、8号の適用はないことになる。

漢字は一致しないが読みは同一になる氏名、という問題は日本(及び他の漢字圏)に特有の問題であり、アルファベットを基本とする外国の氏名については同じ問題は起きない。よって、氏名商標の登録についての外国の状況については、主に、周知又は著名な他人の氏名ではなくても登録阻害事由となるかという観点からの確認となる。以下に、数か国(地域)の商標専門の弁護士・弁理士に問い合わせを行った概要をまとめる。

3. 各国の状況

(1) ドイツ(欧州)⁷⁾

欧州及びドイツでは、相対的拒絶理由を確認しない。したがって、他人の氏名が周知であっても、基本的には当該氏名を商標として登録することは可能である。

しかし、個人名や絶対的拒絶理由に関する特定の側面を考慮しなければならない。欧州では、個人名は、その名を持つ者を個別に識別し、他の人と区別するのに適しているため、古典的なラベリングツールである。但し、個人名が商品又はサービスの出所を表示する機能を有するか否かは、全ての商標に適用される原則に従って評価されなければならない。ある名前が普通名称になっているかの評価には、関連する公衆の見方が決定的である。商標としての登録には、当該氏名が、請求された商品及びサービスに関して商標法第8条(2)(1)の意味における識別性を欠いていないことが必要である。

いずれの姓も、ありふれているかによるが、その名の者を他の者から区別するものである。この

意味で、ラベリングツールといえる。公衆は、姓により人を識別する。この名前の機能は、同じ名前を持つ他人が多いか少ないか、それにより名前が特定の者に明確に割り当てられないという事実によっても疑問視されない。したがって、いわゆる、ありふれた名前の保護は、その名前自体がその権利者の明確な同定を可能にしないという事実と反するものではない。ドイツ商標法（EU商標指令 89/104 の第 2 条参照）第 3 条(1)に従い、個人名も原則として商標として登録することができる。

しかしながら、EU 商標指令第 6 条 1. (a) は、一般的に、登録商標と類似の名前の取引者のために、登録後に商標を使用する権利を制限している。登録商標は、第三者が取引において自己の名称を使用することを禁止する権利をその権利者に付与しないが、但し、当該使用が適切な商業的又は商業的慣行に従っていることを条件とする。欧州司法裁判所の判例法によれば、この効力の制限の判断は、関係する公衆の認識及び人の氏名と指定商品・役務との関連性による。

したがって、当該業界内の市場活動が極めて重要である。指定商品・役務の事業環境が、氏名が単なる識別手段か、事実の表示か、あるいは業務上の出所の表示と分類されるかの公衆の見方を明らかにする。関連する取引上の見方が裁判所の一般的所見に基づいている限り、関連する公衆の見方の問題に独自の特徴は、特にファッション、香水及び靴（シャネル、ルイヴィトン）、化粧品（エステローダー、ランカスターなど）について、食品分野において、広告代理店及び経営コンサルタントのサービス（マッキンゼー、ローランド・ベルガー）において、関連する公衆が、出所を示す氏名の使用すなわち商標法に特有の使用に慣れていることである。これは、個人的なスタイルがとりわけ重要なファッション分野、他にも食品の生産又はサービスの提供に対する個人的な責任が問われる分野では当然のことかもしれない。

人名の場合には、一般に知られておりメディアで頻繁に言及される（現存あるいは死亡している）者の氏名か、世間の注目を浴びない者の氏名かを区別する必要は原則としてない。原則として、両

方のグループの氏名を、商標的に出所表示として用いることができる。

しかし、著名人の場合は、関連する公衆が、その氏名を、その人物自身のみならず、通常その著名性の元になっている人生の成功にも関連づけることが特徴である。作家、作曲家、俳優などにとっては、これは通常、創造的又は芸術的な業績であり、アスリートにとってはスポーツの成功であり、テレビのプレゼンターにとっては特定の番組への定期的な出演であり、政治家や政府高官にとっては果たされた役割である（マレーネ・デートリッヒ事件—連邦最高裁判所、GRUR 2008, 1093）。したがって、関連する公衆が、ある者の氏名を特定の商品・役務に結び付けている状況によっては、その氏名は記述的な概念内容を持ち得る。

氏名（名称）を商標として出願することに同意する立場にある氏名権利者も、氏名（名称）について著作権を主張できる立場にある者も、それだけでは、当該氏名を商標として登録できるとは限らない。

(2) フランス（欧州）⁸⁾

フルネームを含む個人名を商標としてフランス商標庁又は欧州連合知的財産庁（EUIPO）に登録することは、特に禁止されていない。

例えば、フランス商標庁は最近、次頁の表の氏名の登録を認めた。

また、EUIPO は、次頁の表の氏名の登録を認めた。

但し、名称に係る商標登録は、第三者が異議申立手続において先行権利を主張する場合は、拒絶することができる（又はこれを取り消すことができる）。例えば、先行商標「JACOB COHEN」（ヤコブコーエン、25 類）と混同のおそれがあるとして、フランス出願「JONATHAN COHEN」に対する異議が成立している（OPP 15-1205 AVP, 04/02/2016）。また、先行商標「JANINA」（25 類）とフランス出願「JEANNINE Shop」が、外観及び称呼上の類似に加え、女性の名前と認識されるという点において観念上も類似しているため混同のおそれがあるとして異議が成立している（OPP

【フランス商標庁が最近登録を認めた氏名】

登録第 4702009 号	MARIE LOUISE	25 類	2020 年 11 月 16 日出願 2021 年 3 月 12 日登録
登録第 4420745 号	NATHALIE TUIL PARIS	3, 5, 9, 14, 16, 21, 25, 26, 41, 42, 44 類	2018 年 1 月 18 日出願 2018 年 8 月 17 日登録
登録第 3996921 号	JEAN PAUL GAULTIER	8, 9, 11, 27, 28 類	2013 年 4 月 10 日出願 2013 年 8 月 9 日登録

【EUIPO が登録を認めた氏名】

EUTM 009611658	STELLA MCCARTNEY	9, 14, 18, 20, 21, 24, 25, 27, 28, 35, 41 類	2010 年 12 月 20 日出願 2011 年 5 月 27 日登録
EUTM010892412	John McArthur	3, 14, 18, 25 類	2012 年 5 月 17 日出願 2012 年 9 月 21 日登録
EUTM018152339	MICHAEL KORS	16, 20, 21, 30 類	2019 年 11 月 13 日出願 2020 年 3 月 7 日登録

20-0587, 23/11/2020)。

(3) 米国⁹⁾

米国の商標法では、特定の要件が満たされた場合にフルネームを登録することが認められている。フルネーム登録のための審査要件については、TMPEP1206¹⁰⁾ 乃至 1206.05 を参照されたい。審査官は、当該標章が生存している特定の個人のフルネームであると思われる場合は、照会を行わなければならない (TMPEP1206.03, いくつかの例示あり)。当該標章が特定の生存する個人の名ではないと審査官が決定した場合において、出願人が当該標章は生存する個人を特定していない旨を説明するステートメントを提出すれば、フルネームを登録することができる。ステートメントには以下のように記載する。

「_____」という名前は、生存している個人を特定するものではない。

標章における肖像 (又はポートレート) は生存している個人を特定しない。

標章に示された名称、肖像及び / 又は署名は、生存している個人を特定していない。

主として姓 (フルネームでない) のみである標

章は、姓が識別力を獲得したことを出願人が証明できない限り、主登録簿に登録することができない (15 U.S.C. § 1052(f) 参照)。

標章中の名称、肖像又は署名が生存している個人と思われる者を特定している場合は、当該標章は、当該個人の書面による同意がある場合に限り登録することができる (15 U.S.C. § 1052(c) 参照)。匿名、芸名又はあだ名の登録についても、当該名称が商品又はサービスに公然と関連する生存する個人を特定していること、当該商品又はサービスに関する分野において一般に知られていること又は周知であることの証拠がある場合は、当該個人の同意を求める要件が適用される (TMPEP1206 乃至 1206.05 参照)。例えば、「タイガー・ウッズ」としての方が知られている「エルドリック・ウッズ」は、「TIGER WOODS」標章を出願する他人に同意を与える必要がある。これに対して、§ 1206.02 は、個人がそのフルネームである標章の登録を妨げる権原を有さない場合の例を示している。この条項の「NEIL MARTIN」及び「ARNOLD BRAND」の事例を確認されたい。これらの事例で、申立人の Neil Martin 氏と Arnold Brand 氏は、商標出願で指定された商品と公的に関連していなかった。これらの標章は申立人に何らの損害を与えなかったため、これらの

フルネーム標章を登録することができた。エルドリック・ウッズは、いずれの指定商品又はサービスについても、「TIGER WOODS」標章の登録を阻止するのに十分なほど有名と思われる。

(4) カナダ¹¹⁾

一般原則としては、カナダにおいては、個人名の商標の登録は、商標法12条及び商標審査マニュアル4.3条に従うことを条件とする。要するに、商標法12条(1)(a)は、主として生存している又は過去30年以内に死亡した個人の氏名又は姓に過ぎない商標の登録を禁止している。

カナダの裁判所は、12条(1)(a)が適用されるか否かを決定するために次の2つの基準を設けている。

- 1) 登録を求める1又は複数の語は、生存している個人又は30年以内の最近死亡した個人の氏名又は姓であるか。
- 2) 最初の質問に対する回答が「はい」である場合、商標が平均的なカナダの需要者に想起させるのは、他の何かではなく、単に氏名又は姓であるか否か。

どちらかの基準に「いいえ」である場合は、当該商標の登録は12条(1)(a)により禁止されない。

換言すれば、人名は、平均的なカナダの需要者が、それを個人の氏名ではなく、企業のブランド若しくは標章又はその他の何らかの意味であると考えて当該氏名に反応すると思われる場合は、12条(1)(a)に基づき登録することができる。この規制は単独で使用される名前（ファーストネーム）には適用されないが、カナダの裁判所は、氏名（フルネーム）と姓を区別していないようである。

また、商標局が以前、カナダの電話帳に記載されている人名の一覧で25件未満である場合は、個人名は一般に12条(1)(a)に基づき登録可能であるとの立場を採っていた。しかしながら、2019年1月に、カナダ知的財産局は、審査官は、

12条(1)(a)による異議申立てが提起されるまでは、氏名又は姓の一覧の最小数を確認することはもはや要求されない旨を規定する、改訂実務通知を出した。

更に、商標が「第一義的に単に」氏名又は姓とみなされる場合であっても、12条(3)は、個人名は、カナダにおいて、その登録出願日に識別性を有していたことを出願人が証明することができるときは、登録することができる旨を規定している。

代表的な事例として、以下の4事例がある。

- 1) *Gerhard Horn Investments Ltd. v. Canada* 事件（査定系）（1983年）、73 C.P.R. (2 d) 23 (FCTD)
- 2) *Galanos v. Canada* 事件（査定系）（1982年）、69 C.P.R. (2 d) 144 (FCTD)
- 3) *Matol Biotech Laboratories Ltd. v. Jurak Holdings Ltd.* 事件、2008 FC 1082 (42-90 段落参照)
- 4) *Drolet v. Stiftung Gralsbotchaft* 事件、2009 FC 17 (155-160 段落参照)

最初の2件は、カナダにおける個人名商標の登録可能性に関する法的原則を概説する主要な事案である。後の2件は、カナダの裁判所がどのように関連する法的原則を適用して個人名商標が登録可能であるか決定したかを示す最近の事例である。

(5) 中国¹²⁾

1) 関連規定

中国において、氏名商標出願は、文字商標として、登録は禁止されていない。商標法10条1項(七)(八)¹³⁾及び32条¹⁴⁾に違反しない限り、登録が可能である。実務上、氏名商標の登録例が数多くある。

一方、法10条に違反する場合、当局が自ら出願を拒絶することが多い。氏名商標の出願が他人の先行氏名を侵害した場合、先行権利者が法32条を法的根拠にして、異議申立て及び無効審判を

請求することができる。

2) 氏名商標関する実例

➤ 登録例

例1)

陶
華
碧

(登録番号：3607397, 30類)

(陶華碧は中国の有名な女性企業家。唐辛子ソースをメイン製品とする企業を起業した。当該商標は陶華碧が法定代表者を務める企業の名義で登録されている。)

例2)

Matsumoto Kiyoshi

マツモトキヨシ

松本 清

(登録番号：4062324, 5類)

松本清

(登録番号：37168304, 33類)

(権利者：KABUSIKI KAISHA
MATSUMOTOKIYOSHI HOLDINGS
(ALSO TRADING AS MATSUMOTO
KIYOSHI HOLDINGS CO., LTD.)

➤ 拒絶例

例1)

丁真

(出願番号：51776106 など)

(最近ネットで流行っているチベット族の美少年の氏名)

例2)

大阪直美

(出願番号：36784643)

(出願区分：第28類,

出願人：蘇州玖智石英有限公司)

(「大阪直美」¹⁵⁾は日本のテニス選手。当該出願は大阪直美の承諾を得ていないので、法10条1項7号違反で拒絶された。)

➤ 無効審判事例

艾瓦雷特・史多雷
EVERETT STOREY

(登録番号：16897982A)

(EVERETT STOREYはアメリカの著名な作家・発明家。出願区分：第30類, 出願人：NU SCIENCE CORPORATION。EVERETT STOREYとの関係を証明できなかったため、当該商標は無効審判により、法10条1項7号違反で登録が無効とされた)

(6) 韓国¹⁶⁾

結論として、韓国では「ありふれた姓」又は「著名な他人の氏名」については、商標登録を制限しているが、「氏名(フルネーム)」については、韓国内・外人を問わずに本質的に商標登録が可能である。

但し、自己の氏名の自由使用を保障するために、韓国商標法90条1項1号において「自己の氏名などを商取引慣行によって使用すること」については、登録商標の効力が及ばないようにしており、登録された「氏名(フルネーム)」の効力を制限することで公益を保護している。

「Matsumoto Kiyoshi」(マツモトキヨシ)の事例を韓国商標法に照らしてみれば、「Matsumoto Kiyoshi」が多数により使用されている氏名であるとしても、ありふれた姓のみからなるものではなく(法33条①5)、薬局という主体が直接出願したという点(法34①6)で、商標登録が可能なものだと判断される。

一方、上記の商標が登録されているにもかかわらず、「Matsumoto Kiyoshi」という氏名の者等が自己の氏名を商取引慣行により使用することは許容されるが（法90①1）、商標登録後、商標「Matsumoto Kiyoshi」が薬局業において広く知られているので、「Matsumoto Kiyoshi」という氏名の者が自己の氏名を薬局業の出所表示として使用した場合には、不正競争の目的があると推定され（法90条③）、登録された商標権の行使が可能であると思われる。

(7) 台湾¹⁷⁾

台湾では1930年から商標法により自然人の人格権（肖像、氏名）を保護し、1972年に自然人の氏名に対する保護に氏名の著名性を要求し始め、1993年にその保護範囲が著名な芸名、ペンネーム、屋号に拡大した。それ以来、商標法による他人の氏名、芸名、ペンネームに対する権利保護は、完全同一かつ著名なものに限定されることになった。現行法において、氏名商標に関する登録の可否や識別性の判断、商標権の効力が及ばない範囲等については下記の条文や審査基準等を設けている。

《商標法》(2011.6.29 公布, 2012.7.1 施行)

※第30条第1項第13号

商標に他人の肖像又は著名な氏名、芸名、ペンネーム、屋号があるものは、登録を受けることができない。但し、その同意を得て登録出願するときは、この限りでない。

※第36条第1項第1号

商業取引慣例に合致する誠実且つ信用できる方法で、自己の氏名、名称、又はその商品又は役務の名称、形状、品質、性質、特性、用途、産地又はその他商品又は役務自体に関する説明を表示するが、商標として使用しない場合。他人の商標権の効力による拘束を受けない。

《商標識別性の審査基準》(2012.4.20 修正公布, 2012.7.1 施行)

※ 4.6.2 氏名

氏名は原則として識別性を有するものであり、出願しようとする商標は他人の著名な氏名、芸名、ペンネーム、屋号でなく（商標法第30条第1項第13号）、又、その他の不登録事由に該当しさえしなければ、原則として登録を認めることができる。氏名をサインの形で表現した場合に、その識別性は氏名と同様の判断原則を適用する。

登録許可事例：

「陳耀寬」は化粧品、人体用洗剤、化粧石鹸、ボディソープ等を指定商品とするものである。

「陳石城」はサインの形で表現された氏名であり（下図参照）、焼肉用の肉、角肉、細切り肉、乾燥肉、腸詰等を指定商品としている。



著名な歴史上の人物名が商品又は役務の内容に関係している可能性がある場合は、関係消費者がその内容を連想し、それが商品又は役務内容の説明であるとみなすことは容易である。例えば、「唐太宗」又は「莊子」を第9類のディスク型の映像・音声記録媒体、或いは第16類の書籍について使用した場合、当該光ディスク或いは書籍の内容が唐太宗、莊子の物語、或いはその紹介であると誤認させることは容易であるので（商標法第29条第1項第1号）、拒絶すべきである。著名な歴史上の人物の字、号又は他の別名、称呼の場合、一般大衆がそれによって特定の歴史的な人物を連想することができれば、その識別性の審査についてはその氏名と同様とする。

著名な歴史上の人物の鮮明なイメージは常に社会に対する教化機能を備えており、商品又は役務に使用される際、無礼又は侮辱的なマイナスイメージを連想させ、公共の秩序又は善良な風俗を

害するものは登録を受けることができない（商標法第30条第1項第7号）。

※ 4.6.4 書籍，映画，ドラマ等作品の中でよく知られる人物の名称

書籍，映画，ドラマ等の作品の中でよく知られる人物の名称，例えば，「紅樓夢」の林黛玉と賈宝玉，「水滸伝」の宋江，「西遊記」の唐三蔵と孫悟空，「風と共に去りぬ」のスカレット・オハラ等，架空の人物の名称は，消費者にとっては，ただ作品中に登場する特定のキャラクターを内在する意味であり，ポスター，写真，彫刻像，映画，ビデオ，光ディスク，書籍，番組，舞台演劇等について使用した場合，関係消費者はそれが商品又は役務内容の説明であるとみなしやすいため，通常識別性を有しないものとする。

今現在流行し，又は広く愛されている小説，映画，テレビ又は舞台演劇上の架空の人物が，作品が広まるとともに広く知られるようになることはよくあり，架空人物の名称が消費者の心に鮮明なイメージを残し，出所表示機能を備えるようになった場合は，識別性を有し，著作権者又はその同意を得た者がそれを商標として登録出願することができる。著作権者又はその同意を得た者以外による商標登録出願は消費者に出所について混同を生じさせ，又はその識別性を損なう可能性があるため，登録すべきでない（商標法第30条第1項第11号）。

現在のプラクティスにおいて自然人の氏名は識別性を具えるものとして扱われているため，日本におけるような登録が困難な状況又は類似の訴訟実例は殆ど見受けられない。実務上，出願人は本人ではなくても，第三者の名義による他人の氏名や偽名，又は外国人名の商標登録が認められ，同意書をもって著名な氏名の権利取得もできる。登録例として，松本清（マツモトキヨシ），三宅一生，羽生結弦，周潤發，CELINE DION，JASON WU，林書豪，井上秀，SHU INOUE，許小名，等が挙げられる。

4. 「マツモトキヨシ」音商標事件（知財高判令和3年8月30日令和2年（行ケ）第10126号）

(1) 事案の概要

株式会社マツモトキヨシホールディングス（原告）は，平成29年1月30日，下記記載の音からなる商標（本願商標）について，第35類（小売役務全般）及び第44類（医療情報の提供，調剤ほか）を指定役務として商標登録出願したところ，特許庁では，本願商標を4条1項8号該当として審判においても拒絶した。

特許庁審決の要旨は，以下のとおりである。

- ①本願商標は，音楽的要素及び「マツモトキヨシ」という言語的要素からなる音商標であるところ，ウェブサイトやNTT東日本及び西日本の「ハローページ」には，「マツモト」を読みとする姓氏及び「キヨシ」を読みとする名前の氏名の者が多数掲載されている実情があることからすると，本願商標を構成する「マツモトキヨシ」という言語的要素は，「マツモトキヨシ」を読みとする人の氏名として客観的に把握されるものであるから，本願商標は，人の「氏名」を含む商標である。
- ②上記ウェブサイト及び「ハローページ」に示された「マツモトキヨシ」を読みとする氏名の者は，原告と他人であると認められるが，原告は，当該他人の承諾を得ているものとは認められない。
- ③したがって，本願商標は，「他人の氏名」を含む商標であり，かつ，その他人の承諾を得ているとは認められないものであるから，商標法4条1項8号に該当し，登録することができない。
- ④仮に本願商標が原告又はその子会社の商号の略称及び同子会社が経営するドラッグストア，スーパーマーケット及びホームセンターの店舗名を表すものとして一定の著名性があつたとしても，かかる事実は本願商標の同号該当性の判断を左右するものではない。

原告はこれを不服として知財高裁に審決取消訴訟を提起した。

なお、原告は、「マツモトキヨシ」又は「Matsumoto Kiyoshi」からなる文字商標及び「マツモトキヨシ」の文字を含む看板の態様の商標を既に10件登録しており、一番古い登録は、10区分の商品及び1区分の役務を指定して1999年に登録されている。他の氏名商標の事例¹⁸⁾と同じく、4条1項8号の適用に関する高裁判断により特許庁審査実務が現在の方向に統一される前は、他人の氏名と読みが一致しても登録は認められていたためである。



本願商標（音商標）

出願日：平成29（2017）年1月30日



原告の既登録商標（一番古い登録）

登録日：平成11（1999）年10月29日

(2) 判旨

知財高裁は、以下の理由により、本願商標は、商標法4条1項8号の「他人の氏名」を含む商標に当たるものと認めることはできないとして、請求を認容し審決を取消した。

自由学園事件（最判平成17・7・22集民217号595頁）で判示された、4条1項8号の趣旨、すなわち「人は、自らの承諾なしに、その氏名、名称等を商標に使われることがないという人格的利益」の保護に照らせば、「音商標を構成する音が、一般に人の氏名を指し示すものとして認識される場合には、当該音商標は、『他人の氏名』を含む商標として、その承諾を得ているものを除き、同号により商標登録を受けることができないと解される。

また、同号は、出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名、名称等に係る人格的利益の調整を図る趣旨の規定であり、音商標を構成する音と

一の称呼の氏名の者が存在するとしても、当該音が一般に人の氏名を指し示すものとして認識されない場合にまで、他人の氏名に係る人格的利益を常に優先させることを規定したものと解することはできない。

そうすると、音商標を構成する音と同一の称呼の氏名の者が存在するとしても、取引の実情に照らし、商標登録出願時において、音商標に接した者が、普通は、音商標を構成する音から人の氏名を連想、想起するものと認められないときは、当該音は一般に人の氏名を指し示すものとして認識されるものといえないから、当該音商標は、同号の「他人の氏名」を含む商標に当たるものと認めることはできないというべきである。」

認定事実によれば、「マツモトキヨシ」の表示は、本願商標の出願当時、ドラッグストア「マツモトキヨシ」の店名、原告等を示すものとして全国的に著名であったこと、「マツモトキヨシ」という言語的要素を含む本願商標と同一又は類似の音は、ドラッグストア「マツモトキヨシ」の広告宣伝（CMソングのフレーズ）として広く知られていたことが認められる。

前記の取引の実情の下においては、本願商標の出願当時、「本願商標に接した者が、本願商標の構成中の『マツモトキヨシ』という言語的要素からなる音から、通常、容易に連想、想起するのは、ドラッグストアの店名としての『マツモトキヨシ』、企業名としての株式会社マツモトキヨシ、原告又は原告のグループ会社であって、普通は、『マツモトキヨシ』と読まれる『松本清』、『松本潔』、『松本清司』等の人の氏名を連想、想起するものと認められないから、当該音は一般に人の氏名を指し示すものとして認識されるものとはいえない。」

(3) 検討

1) 音商標

音商標は「音からなる商標」（2条1項柱書、5条1項4号）であって、音楽的要素（メロディー、ハーモニー、リズム又はテンポ、音色等）あるいは自然音等のほか、歌詞等がある場合には、加え

て言語的要素からなるものである。本願商標は、「五線譜に表された音楽的要素及び『マツモトキヨシ』の片仮名で記載された歌詞の言語的要素からなる音商標である。本願商標の構成中の言語的要素からなる音は、『マツモトキヨシ』と称呼される。」と認定されている。原告は、「『マツモトキヨシ』という言語的要素を音楽的要素に乗せて発している人の声をもって把握することができる。」としている。音商標の出願には、経済産業省令で定める物件（音声ファイル）を添付しなければならない（5条4項及び5項、施行規則4条の8第1項5号、2項5号及び3項）¹⁹⁾ ところ、本願商標は願書の五線譜と音声ファイルによって特定される。

音商標の識別力については、音楽的要素のみからなる場合には、「自他商品又は自他役務の識別標識としてではなく、商品若しくは役務の魅力向上又は広告等における需要者への注意喚起などに用いられる、あるいは用いられ得る音の一種として認識するにとどまる²⁰⁾」（3条1項6号該当）といった理由で、識別力を認められにくい。一方、音商標に言語的要素が含まれる場合には、その言語が文字商標に対応するものであれば、その識別力によって音商標としての識別力を認められやすい²¹⁾。（本件の場合、文字商標に対応する音「マツモトキヨシ」の識別力により、音商標としての識別力に問題はない。）その反面、言語的要素について先行商標との関係のみならず、本件のような4条1項8号該当性も判断され、言語的要素が「他人の氏名」を含む場合には、その他人の承諾を要することになる。

2) 本件における音商標

本件は、音楽的要素に乗せた言語的要素からなる音商標の事例であるので、本判決の判断を、音楽的要素のない言語的要素のみからなる音商標あるいは通常の文字商標にも敷衍できるのかを検討する必要がある。

判決では、「マツモトキヨシ」の表示が「本願商標の出願当時、ドラッグストア『マツモトキヨシ』の店名、原告等を示すものとして全国的に著

名であったこと」を認め、「マツモトキヨシ」という言語的要素を含む本願商標と同一又は類似の音が、「ドラッグストア『マツモトキヨシ』の広告宣伝（CMソングのフレーズ）として広く知られていたこと」を認めた。その上で、「本願商標の構成中の『マツモトキヨシ』という言語的要素からなる音から、通常、容易に連想、想起するのは、ドラッグストアの店名としての『マツモトキヨシ』」等と判断している。（下線筆者）

ここで、「言語的要素からなる音」というのは、本願商標においては、CMソングのフレーズとしての音楽的要素に乗った「マツモトキヨシ」の音ということになる。音商標に言語的要素があっても、それはあくまで「音」である。よって、役務の提供のため音商標が発せられるとき（2条3項9号）、需要者にとって、どういう文字かが特定されるわけではない。（願書に記載した楽譜に言語的要素を「マツモトキヨシ」と書いても「松本清」と書いても、あるいは「MATSUMOTO KIYOSHI」と書いても、音としては同じである。）よって、これまでの8号該当性の判断で、「戸籍通りの記載ではないローマ字表記の氏名商標について、我が国では、パスポートやクレジットカードなどに本人の氏名がローマ字表記されるなど、氏名をローマ字表記することは少なくないから、ローマ字表記でも人の氏名として客観的に把握される」という視覚上の理由は妥当しない。（本件の片仮名表記については、被告は、「例えば、ICキャッシュカード、定期券、診察券などに所有者本人の氏名を片仮名表記するなど、氏名を片仮名表記することは、各種の商取引において、社会一般に行われている」と主張している²²⁾。）視覚的な把握について、被告は、「テレビコマーシャルを視聴した者は、視覚的要素とともに『マツモトキヨシ』の言語的要素からなる音を聴取、把握し、記憶する」と主張したが、テレビコマーシャルが視覚的要素を伴うことは認定を左右するものではない、と斥けられている（理由は明らかではない）。

一方、視覚的に把握されるのではなく、聴覚のみによる方が、同じ読みの方が居合わせた場合に、自分の名前だと認識する可能性が高いといえ

る。例えば、病院などで、「マツモトキヨシさん」と受付から呼ばれた場合、どういう文字で書こうが「マツモトキヨシ」という読みの者は、自分の名前が呼ばれたと思うだろう。商標的使用ということでは、ラジオや街頭での音声による商品広告で、特定のメロディーに乗せることなく「マツモトキヨシ」と連呼される場合には、同じ読みの氏名の他人は、自分の氏名が連呼されているようだと思ってしまうかもしれない。広く知られたCMソングのメロディーに乗っているため、その言語的要素から想起されるのは、ドラッグストアの店名としての「マツモトキヨシ」のみである、とも解される。

つまり、本願商標の言語的要素「マツモトキヨシ」は特定の音楽的要素に乗っているからこそ、需要者にドラッグストアの「マツモトキヨシ」のみを想起させるのであり、同じ読みの氏名（例えば「松本清」）を想起させないものである。すなわち、「当該音は一般に人の氏名を指し示すものとして認識されるものとはいえない。」という判断は、音楽的要素を伴わない言語的要素のみの氏名商標あるいは文字商標「マツモトキヨシ」には妥当しない、音楽的要素を伴う言語的要素からなる音商標限定の判断とも考えられる。

しかし、この判断を、次項の利益の調整の観点からも、文字商標に敷衍すると、本件における音楽的要素の代わりに、前掲 *KENKIKUCHI* 事件のように、図形を伴うロゴ化された文字商標の場合、あるいは *TAKAHIROMIYASHITA The Soloist* 事件（知財高判令和2年7月29日令和2年（行ケ）第10006号）のように、他の文字要素（*The Soloist.*）により独自の観念が生ずる場合には、ロゴや他の文字の存在により他人の氏名は連想、想起されないもので、当該商標が氏名を指し示すものとして認識されるものといえない（特定のブランドを想起させる）、と判断することは可能と考えられる。

3) 利益の調整

本判決で注目されるのは、8号は「出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名、名称等に係る人格的利益の調整を図る趣旨の規定」として、利

益の調整を趣旨としている点である。「当該音が一般に人の氏名を指し示すものとして認識されない場合にまで、他人の氏名に係る人格的利益を常に優先させることを規定したものと解することはできない」としている。すなわち、本判決で認められている本願商標の言語的要素の著名性及び本願商標の周知性から本願商標に化体した信用を保護すべき利益を勘案するということは、すなわち、これまで8号の条文解釈上、否定されてきた「他人の氏名」については著名性を要しない、という点を崩す意味があると考えられる。

これまでの知財高裁判決では、前掲 *KENKIKUCHI* 事件でも判示されているように、「同号の趣旨やその規定ぶりからすると、同号の『他人の氏名』が、著名性・希少性を有するものに限られるとは解し難く、また、『他人の氏名』を含む商標である以上、当該商標がブランドとして一定の周知性を有するといったことは、考慮する必要がないというべきである。」との考えが採られていた。これは、8号の「他人の雅号」等については、「著名な」という要件が付加されているのに対し、「他人の氏名」には、それが無い、という条文の構成上の理由である。しかし、商標の保護を求める出願人の利益と、たまたま読みが一致する氏名の他人の利益、しかも、その他人が、本願商標が登録されることによって人格権を侵害されたと感じるか大いに疑問であるところ、双方の利益の比較衡量は、商標に化体した信用を保護するという商標法の趣旨からすれば考慮すべきといえる。

双方の利益という観点からは、本判決の判断は、文字の氏名商標、あるいは言語的要素のみの音商標からなる氏名商標についても敷衍できる可能性がある²³⁾。しかし、音楽的要素を伴わない氏名からなる音商標については、視覚的に欧文字や片仮名のみからなる商標を認識する場合に比べて、同じ読みの他人が自分の氏名と誤認する可能性が高いのではないかという懸念は前記のとおりである。

おわりに

デザイナー等が氏名からなる商標（特に欧文字からなるもの）をブランド名として採択する場合、外国においても共通して使用する要請が高いと考えられる。造語商標であれば、各国における語感等を勘案して国ごとに変更することはあるが、氏名について、当該国での明らかなネガティブミーニングがなければ、ブランドイメージをデザイナー等の個性に集約した方がブランド戦略上望ましいからである。一般的に同じ商品・役務について商標は世界的に統一したいという要請がある中、自己の氏名からなるブランドをグローバルに展開するについては、特にその要請が強いといえる。日本のデザイナー等が、外国では問題なく登録できる氏名商標を、本国において登録できないというのは、ハーモニック観点から問題がある。マツモトキヨシ事件判決における利益衡量を、通常の文字商標にも及ぼすことが望ましく、知財高裁及び特許庁での今後の判断が待たれるところである²⁴⁾。

(注)

- 1) デザイナー名の商標登録に関する概要については、拙稿「デザイナー名の商標登録における問題点」[FAB] (国際ファッション専門職大学紀要) 第2号 (2021年12月) 3-18頁参照。
- 2) 例えば、ブランド名を含む欧文字の氏名からなる商標 (不服2017-8311) について、山岸一雄大勝軒事件を引用している。同審決では、「[他人の名称を含む商標については、他人の承諾を得ているものを除いては、商標登録を受けることができないというべきであって、出願人と他人との間で事業内容が競合するかとか、いずれが著名あるいは周知であるといったことは、考慮する必要がないというべきである。』と判示されている。」として株式会社オプト事件 (知財高判平成21年2月26日平成20年(行ケ)第10309号) も引用しているが、氏名についての事案に、企業の名称についての判断を敷衍するのも妥当ではない。企業の名称である場合には、事業を行っている企業としては、同一の名称を他人に商標登録されるについて不利益が想定され (一方、法人についての人格的利益侵害は、個人と同様に考えられるのかは疑問である)、特に事

業範囲が登録商標の指定商品・役務と一致する場合に、社名を表示した場合に商標の使用可否かが問題となることが懸念される。一方、個人たる他人の場合には、必ずしも事業を行っておらず、事業を行っているとしても事業について個人名と使用しているとは限らない。

- 3) 特許庁の解説 (特許庁『工業所有権法 (産業財産権法) 逐条解説 [第21版]』2020年, 1509頁) では、8号の他人の雅号、芸名、筆名等については「著名な」ものに限った理由として、「肖像あるいは戸籍簿で確定される氏名、登記簿に登記される名称と異なり、雅号等はある程度恣意的なものだからすべてを保護するのは行き過ぎなので」としている。また、「氏名」については戸籍簿で確定されると解していることがわかる。また、CECIL McBEE事件 (東京高判平成16年8月9日平成16年(行ケ)第56号) では、「戸籍によって通常確定される「氏名」(在外外国人の場合はパスポート等によって通常確定される「本名のフルネーム。』)とは異なり」(ミドルネームがない) 略称については著名性を要する、としている。
- 4) 不服2010-28871 この考えを採る特許庁審決も過去にはある。「TSUTSUI HAJIME」を含む商標について、「筒井 肇」という他人の存在により審査で拒絶されたところ、審判において、「原審が引用する他人の氏名はいずれも漢字で表記された「筒井 肇」であり、これが戸籍簿上の氏名でもあると推認されるところ、本願商標の構成中にあるのは、欧文字で表記された「TSUTSUI HAJIME」であって「筒井 肇」ではないから、本願商標は、同号所定の「他人の氏名」を含む商標ということができない。」として8号非該当と判断されている。
- 5) 「常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める。」(同2項)として、法務省令 (戸籍法施行規則) で、「常用平易な文字」はつぎに掲げるものとされている。(別表第二とは、人名用漢字表である。)
 - 一 常用漢字表 (平成二十二年内閣告示第二号) に掲げる漢字 (括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。)
 - 二 別表第二に掲げる漢字
 - 三 片仮名又は平仮名 (変体仮名を除く。)
 つまり、日本人の名にはアルファベット、数字、記号は使用できない。よって、日本人の氏名と認識されるのは、漢字、片仮名及び平仮名からなるものである。
- 6) 例えば、併存すると不利益が想定される前株と後株のみの相違でも同一の名称ではないと考えられるのではないかと。不服2013-16303「上村工業株式

会社」では、大正15年創業の「株式会社上村工業」(同社ホームページ <https://www.kami-kogyo.co.jp/co-company-history/> 2021年12月26日最終閲覧)は引用されていない。不服2009-3208「AMC株式会社」では、引用会社「A・M・C株式会社」と中点の有無により同一とは認められないとして8号非該当としている。

- 7) 情報提供: Dr. Johann Bauer, SSM (Germany)
- 8) 情報提供: Karina Dimidjian-Lecomte, Casalonga (France)
- 9) 情報提供: John E. Lyhus, Fitch, Even, Tabin & Flannery LLP
- 10) TMEP1206.02

Whether consent to registration is required depends on whether the public would recognize and understand the mark as identifying a particular living individual. A consent is required only if the individual bearing the name in the mark will be associated with the mark as used on the goods or services, either because: (1) the person is so well known that the public would reasonably assume a connection between the person and the goods or services; or (2) the individual is publicly connected with the business in which the mark is used.

登録への同意が必要か否かは、公衆が当該標章を特定の生存する個人を識別するものとして認識し理解するか否かにかかっている。同意が必要とされるのは、標章に名称を付した個人が、次のいずれかの理由により、商品又はサービスに使用されている標章と関連する場合に限られる。(1) その者が、公衆がその者と商品又はサービスとの間の関係を合理的に推定するほど周知であること; 又は (2) 当該個人が当該標章が使用されている事業と公に関連していること。

- 11) 情報提供: Kohji Suzuki, Smart&Biggar
- 12) 情報提供: 北京林達劉知識産権代理事務所, 商標弁理士 宗可麗, 商標弁理士 蔣イクシン
- 13) 中国商標法10条(七)欺瞞性を帯び、需要者に商品の品質などの特徴や産地について誤認を生じさせやすいもの。(八) 社会主義の道徳・風習を害し、またはその他の悪影響を及ぼすもの。
- 14) 中国商標法32条 商標登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならない。(以下略)
- 15) 正しくは、「大坂なおみ」
- 16) 情報提供: 特許法人 WOOIN, 弁理士 李龍鎮
- 17) 情報提供: 台湾国際専利法律事務所, 弁護士・弁理士 林志剛, 商標部部长 陳前呈
- 18) 不服2017-8311「Part 2 BY JUNKO SHIMADA」

(ロゴの態様で「BY～」の表示でありながら拒絶)、既登録として登録第3173953号「JUNKO SHIMADA」(普通の文字、平成8(1996)年7月31日登録)。

- 19) 例えば、同じ言語的要素からなる音商標であっても、音声ファイルによっては、子供の声で称呼される音声、外国人風の発音で称呼される音声、といったように異なって特定される。音商標の審査では、商標記載欄の五線譜や文字が音声ファイルと不一致の場合は音商標を特定することができないとして5条5項の拒絶理由となる。
- 20) 音楽的要素のみからなる商標2018-039439の拒絶査定理由。音楽的要素のみからなる商標の登録例(最初に登録を認められた、大幸薬品の音商標(登録第5985746号)ほか)の数は少ない。
- 21) 音楽的要素のない言語的要素のみからなる音商標(五線譜ではなく言語のみで商標を記載)は数としては少ない。登録第6126587号「本商標は、シンセサイザーによる「ウィッ ウィユーン」という効果音の後半部分に一部重なりなって外国人女性の声で「タカギ」と読む構成になっており、全体で2秒ほどの長さである。なお、「タカギ」の発音は「英語読みになっており、「カ」にアクセントがつく。」については、「ありふれた氏である「高木」を認識させる「タカギ」という言語的要素が、注意喚起や印象付けのために、音の要素と共に発せられていると認識するとどまる」として3条1項6号により拒絶されたが、「家庭用浄水器」についての周知性が認められ(関連商標権侵害訴訟:東京地判平成30年7月26日平成29年(ワ)第14637号)商品を限定して登録されている。氏名商標の場合には、基本的に3条該当の問題はないが、姓のみからなる場合には、3条1項4号あるいは(他の要素もあれば)6号該当の可能性がある。
- 22) 本願商標の特定のために五線譜に記載されている言語的要素が片仮名であるからといって、文字で表わす場合の片仮名表記について述べるのは、需要者の本願商標の認識について関係がないといえる。
- 23) 中川隆太郎「厳格解釈に『風穴』を開けたマツモトキヨシ音商標判決・・・氏名を含む商標の最新動向」(「骨董通り法律事務所 For the Arts」2021年9月27日, <https://www.kottolaw.com/column/210927.html> 2021年12月1日最終閲覧)は、本判決の射程について、「音商標に関する特殊事例」と整理してしまうのは適切ではない、商標に接した人が「人の氏名を連想、想起するものと認めら

れないとき」は8号に該当しないとする本判決の考え方は、他の商標にも広く適用され得る、とする。

- 24) 著名なファッションデザイナーである山本耀司氏の出願、「ヨウジヤマモト」(商願 2019-23948)が4条1項8号該当として審判中(不服 2021-2342)。拒絶査定理由は、「パスポートやクレジットカードなどに本人の氏名がローマ字表記される場合、『名』、『氏』の順で表記することが広く行われているから、本願商標に接する取引者、需要者は、『ヤマモト(氏) ヨウジ(名)』と読む『人の氏名』の片仮名表記として客観的に把握するものというのが相当」「インターネット情報によれば、出願人とは他人であると認められる『ヤマモトヨウジ』と読む氏名の者が『山本耀司』氏以外にも存在」というもの。この件の特許庁拒絶理由通知には、「ヤマモトヨウジ」を読みとすると考えられる氏名の個人が90名程列記されているが、日本人の氏名について漢字が異なるが読みが一致する氏名の者が多数存在することは自明のことである。山本耀司氏によると、同じ苗字で、やはり現在では著名なファッションデザイナーである山本寛斎氏から、1969年当時、「僕がひらがなかカタカナに変えるから、ヨウちゃんはそのま漢字で行くのはどうかな？」と名前表記の“すみ分け”を提案されたとのことである(「私の履歴書」日本経済新聞 2021年9月10日)。たとえ、氏名とも読みが一致する場合であっても、需要者にブランドロゴで認知されるファッションブランドについては、表記を変えることにより“すみ分け”は可能と考えられる。

(原稿受領日 2021年9月12日)